

平成31年度

交野市教育施策

交野市教育委員会

目	次
-	

第1章	はじめに	
5	第1節	平成31年度 教育施策の概要について
5	第2節	学校教育部の主要事業について
5	第3節	生涯学習推進部の主要事業について
第2章	生きる力を	音む学校教育の新たなビジョン ・・・・・3
<u> </u>	第1節	就学支援等すべての児童・生徒が安心して学習できる施策の充実
9	第2節	学校保健の充実
9	第3節	学校施設の整備及び安全確保
5	第4節	学校給食の充実
第3章	生涯学習璟	環境の整備・充実 ・・・・・・・・・・9
<u> </u>	第1節 '	情報提供と発信
ģ	第2節	スポーツ活動の充実
	第3節	文化活動の充実
	第4節	スポーツ・文化施設の充実
	第5節	文化財保護の充実
	第6節	青少年の健全な育成
	第7節	放課後児童会の運営
	第8節	図書館活動の充実

第1章 はじめに

第1節 平成31年度 教育施策の概要について

本書は、市教育委員会が平成31年度に実施する施策についてまとめたものです。

市教育委員会では、少子化による児童生徒数の減少や学校施設の老朽化などの課題、小中一貫教育に適した学校施設など新たな学校づくりに対応しつつ、子どもたちの教育環境の維持向上を図るため、学校の規模適正化及び適正配置に向けた検討を行っています。

このような状況を踏まえて本年度は12施策に取組み、教育行政を推進します。

内訳は学校教育部が4施策、生涯学習推進部が8施策です。

なお、学校における教育活動に関する施策については、学校教育ビジョンの年度計画であります「アクションプラン」にお示ししています。

今年度の学校教育部4施策と生涯学習推進部8施策の取組み結果については、事業年度終了後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づいて点検・評価を行い、成果や課題を明らかにし、学識経験者の意見を付して報告書としてまとめます。

結果についてはPDCAのマネジメントサイクルを十分に機能させ、今後の事業の見直し、改善を図ります。

第2節 学校教育部の主要事業について

学校管理においては、すべての児童・生徒が安心して学習できるよう必要な支援や環境整備に 取り組みます。

就学支援等では、児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、就学事務を適切に遂行し、 保護者が負う就学義務の履行を支援します。また、学校活動への参加にサポートを必要とする児 童・生徒への支援の一つとして、平成31年度から、難聴の児童・生徒が在籍する学校へ補聴器 付属機器を貸し出す事業に取り組みます。

学校保健については、これまで同様、児童・生徒及び教職員の健康状態の把握、健康の維持管理に努めます。

学校施設関係では、施設の老朽化への対処など課題は、なお多く存在しています。

この中、財政的な面も考慮しつつ、安心・安全に向けた対策を図ります。

なかでも、屋内運動場においては、大災害時の避難所としての役割も担っていることから防災機能強化が喫緊の課題となっています。

平成31年度は、老朽化が進行している3校の屋内運動場で防災機能強化工事を実施します。 また、同様に老朽化が顕著なプール施設及び所管する橋梁の改修工事に取り組みます。

学校給食センターでは、児童生徒に対して、自らの健康を考え、食に関する知識と望ましい食 習慣を身に付ける指導及び教育を行うとともに、健全な発育に資する安全・安心で美味しい学校 給食を提供します。

平成31年度も、和食を通じてバランスの良い食事を家庭に啓発し、給食の行事食を活かして、

日本の伝統的な食文化を伝えていきます。

また、学校給食費の公会計化実施に伴い、学校給食の管理運営を適切に行えるように努めます。 学校給食調理業務の民間委託については、実施へ向け調整及び検討を行います。

今後も、中長期的展望にたち、学校・家庭・地域による協働体制が構築され、交野の子どもたちが、社会全体の力で、こころが育まれ、急激な社会変化の中でもそれに対応できる力が育成されるよう努めていきます。

第3節 生涯学習推進部の主要事業について

社会教育については、市民が生涯学習活動を通して、心身ともに健康で豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習基本計画に基づき、学習機会や場の提供、生涯学習に関する情報提供や相談体制の充実に努めます。

また、スポーツや文化活動の充実を図るため、関係団体の活動を支援し、各種行事や大会を実施するとともに、子どもの体力向上プログラムや高齢者が安心して参加できるノルディックウォーク事業を引き続き実施します。

あわせて、これらの活動が円滑に行えるよう、指定管理者と連携を図ってまいります。

文化財保護では、文化遺産や伝統文化を次世代に継承していくため、調査研究、普及啓発活動 に努めます。市指定文化財となった私部城跡については、広報活動を通じて城の周知を行います。

青少年の育成については、青少年の協調性や創造性等を育むため、関係団体や大学等と連携し、 より充実した事業の企画・実施に努めます。

また、放課後児童会では、児童の安全を確保し、適切な遊び及び生活の場を提供するため、よりよい環境の整備に努めます。

図書館については、「第 2・3 次交野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが自主 的に読書に親しむ習慣を身につけられるような環境づくりや、そのために必要な施策等を引き続 き実施します。

また、星田コミュニティーセンター図書室の星田会館への移転については、平成 30 年度に実施した調査結果に基づき、年度内の開室を目指し進めます。

なお、生涯学習推進部の主要事業については、平成 31 年度は本教育施策を以って生涯学習基本計画の進捗管理とします。

第2章 生きる力を育む学校教育の新たなビジョン

第1節 就学支援等すべての児童・生徒が安心して学習できる施策の充実

【基本的方向と取組みの工程】

- ・教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童・生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し援助を行います。
- ・障がいのある児童・生徒及びその保護者に対し、経済的負担の一部を軽減するための 各種制度の活用やスクールヘルパー等人的援助も含め、総合的な支援を充実します。

事業名	事業概要	関係部署	関連	友で 九 大 しより。
適正な就学事務の 遂行	学齢児童・生徒の保護者に就学義務を履行させるよう、就学時や転出入時における適切事務の遂行不就学や不適正就学、居所不明児童・生徒の発生防止	学校管理課	学校	不就学者 0人 不適正就学者 0人 居所不明者 0人
就学援助·特別支援 教育就学奨励費(学 校用品·医療·修学	経済的な理由により就学が困難 な児童・生徒の保護者等に対する 支援 特別な支援を必要とする児童・生 徒の保護者等に就学を奨励する ための支援	学校管理課	学校	支援人数 960人
旅行費等の補助)	就学援助費のうち学校給食費について、就学援助費受給資格が認められた世帯の児童・生徒に対する学校給食の現物給付	学校給食センター	学校	給付対象人数 845人
学校活動の円滑な 推進	児童・生徒の急病・怪我等の緊急 時における病院等への搬送支援 指導書等の教科用図書の購入	学校管理課	学校	指導書等購入冊数 420冊
教育資金の支援	経済的な理由により高校・大学等への就学が困難な者に対する奨学金の貸付 高校以上の学校への進学予定者 又は在学者に対する教育貸付金の利子の一部補給	学校管理課		交野市奨学金適用者 5人 利子補給金認定者 30人
進路選択支援事業	奨学金活用の相談業務等	学校管理課	学校	相談員 3人 相談日数 141日
学校活動への参加 にサポートを必要 とする児童・生徒へ の支援	肢体不自由等の児童・生徒に対す るスクールヘルパーの配置 難聴の児童・生徒在籍の学校に対 する補聴器付属機器貸与	学校管理課	学校	スクールヘルパー 欠員 0人 補聴器付属機器 貸与率 100%
教育ネットワーク に関する事業	就学事務等の情報共有のための 教育ネットワークの維持	学校管理課	学校	_

【31 年度具体的施策】

1 適正な就学事務の遂行

学齢児童・生徒の保護者に就学義務を履行させるため、新入学者の就学通知事務、転 出入にかかる事務を適切に実施し、学齢簿の作成及び管理を行います。 また、「交野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」に則り、区域外や指定校外の申請にあたっては、必要に応じて審査会を開催の上で判断を行うものとし、適切な就学を支援します。

学齢児童・生徒の確実な就学支援を関係諸機関との連携のもと行うとともに、不就学や 不適正就学、居所不明児童・生徒の発生を防止します。

2 就学援助制度 • 特別支援教育就学奨励費制度

経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる必要な経費(学用品費、修学旅行費、給食費、医療費等)の一部又は全部を援助します。

また、特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者に対し、就学を奨励することを目的として、学校にかかる必要な経費の一部を援助します。

3 学校活動の円滑な推進

児童・生徒の急病・怪我等の緊急時に対応するため、学校にタクシーチケットを整備 します。

また、教師が児童・生徒を指導するための教科用図書等を購入します。

さらに、学校諸費口座振替制度の導入を支援し、学校教育活動の円滑化を促進します。

4 教育資金の支援

交野市奨学金条例に基づき、経済的な理由のために高校や大学等への就学が困難な者 に対して、奨学金の貸付を行います。

高校においては、府の施策で授業料の無償・軽減措置が取られていますが、授業料以外の経済的負担も大きいことを踏まえ、奨学金制度は継続していきます。

なお、滞納者への督促については、文書催告などにより適切に対応します。

また、包括提携金融機関との協力の下、「おりひめ教育ローン補助制度」を実施し、0. 4%の利子補給金を給付します。

5 進路選択支援事業

市の奨学金以外の各種奨学金制度の相談窓口として、「進路選択支援事業」を実施し、人権と暮らしの相談課との連携の下、専門の相談員による相談体制を継続していきます。

6 学校活動への参加にサポートを必要とする児童・生徒への支援

市立小・中学校に在籍する肢体不自由等児童・生徒について、その状況に応じて学校 生活全般の安全のための支援・介助を目的として、スクールヘルパーなどを適切に配置 します。

また、難聴の児童・生徒が在籍する学校に対し、必要に応じて補聴器付属機器を貸し出し、当該児童・生徒が授業をより受けやすくなるよう支援します。

7 教育ネットワークに関する事業

学齢簿の編成や学校との児童・生徒に係る情報共有、学校における諸費の徴収管理、 給食センターにおける給食費徴収管理などを効率的に行うために整備されたコンピュ ータ機器によるネットワークシステムを維持し、必要に応じて更新します。

第2節 学校保健の充実

【基本的方向と取組みの工程】

- ・児童・生徒及び教職員の健康状態の把握に努め、健康の維持管理の向上に努めます。
- ・学校の環境を良好に維持するため、環境衛生の適正な管理に努めます。

事業名	事業概要	関係部署	関連	H31年度目標
児童・生徒の健康管理	児童・生徒を対象とした 健康診断を実施及び、必 要に応じた治療の勧告	学校管理課	学校	治療勧告児童・生徒数 2500 人
就学時健康診断	就学前児童のための健 康診断の実施	学校管理課	学校	内科·歯科健診 受診率 100%
児童・生徒の災害保険 事業	日本スポーツ振興セン ター災害共済による怪 我等の補償	学校管理課	学校	加入率 100%
教職員の健康管理	教職員を対象とした健 康診断の実施	学校管理課	学校	受診率 人間ドック受診者含め 100%
学校の環境衛生事業	教室等の環境調査(換気 状況、有害化学物質等)、 プール水質検査、施設の 消毒等の実施	学校管理課	学校	教室等の環境調査 1回 感染症予防用薬剤散布 2回

【31 年度具体的施策】

1 児童・生徒の健康管理

学校と学校医などとの連携を図り、各学校が定期健康診断(内科・耳鼻科・眼科・歯科)を問題なく行えるよう支援します。

また、その他の健診についても、医師会などとの連携を密にして学校内における疾病に対しても未然に防止できるよう努めます。

2 就学時健康診断

就学前幼児の保護者に対する適切な通知とともに、幼児や保護者の利便性に配慮した 健診会場や時間設定などを行い、より多くの幼児がこの健診を受診できるように努めま す。

3 児童・生徒の保険事業

独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度に加入し、学校の理下で発生した児童・生徒の怪我等の治療にかかる費用について、各学校及び日本スポーツ振興センターと連携をとりながら、給付金が適正かつ正確に給付されるよう調整に努めます。

4 教職員の健康管理

定期健康診断をより多くの教職員が受診できるよう調整に努めます。

また、婦人科健診、VDT健診等を実施し定期健診以外の項目に関しても充実を図ります。

5 学校の環境衛生事業

学校環境衛生基準に基づき、学校薬剤師と協議をおこなうなど、連携を密にして、定期的な空気(二酸化炭素濃度)や化学物質調査をおこない、プール(水質)調査を実施するなど、児童・生徒が快適に過ごせるように努めます。

第3節 学校施設の整備及び安全確保

【基本的方向と取組み工程】

- ・学校の適正配置と併せて、今後の学校施設の維持管理について、将来を見据えて適切 な施設の整備に努めます。
- ・子どもたちの学習及び生活の場として、教育に配慮した良好な環境を確保するととも に、障がいのある子どもたちにも配慮しつつ、防災・防犯などにも十分な安全性を備え た施設を整え、地域にとって身近な公共施設としての役割と景観や街並みの形成に貢献 できる施設の整備に努めます。

事業名	事業概要	関係部署	関連	H31年度目標
魅力ある学校づくり	学校規模適正化基本計画に基づく、 新たな学校づくり	学校規模 適正化室	学 保 地 市 団 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	第一中学校区 の新たな学校 づくりの基本 的な考え方の とりまとめ
学校規模の適正 化	更なる少子化、学校施設の老朽化等 の課題解消を図り、教育環境の維持向 上を図るための、学校の規模適正化・ 適正配置の検討	学校規模 適正化室	学校 保護域 市団体	第三・第四中学 校区の学校適 正配置の方向 性の提示
学校校務員適正 配置	学校施設の営繕・簡易改修・維持管理 を行うための学校校務員の適正配置	学校管理課	学校	配置人数 14人
教材・教具備品 等の充実	学校教材等の充実 (教材・図書備品等の購入)	学校管理課	学校	購入件数 270件

学校施設の整備 ・充実	学校施設の維持・管理 (改修工事・修理等)	学校管理課	学校	施設改善件数
通学路の安全管 理	通学路安全プログラムの取りまとめ 登下校見守りシステムの実施 注意喚起看板設置 開発事前協議	学校管理課	学校 地域 団体	見守りシステ ム導入校 全小学校 通学路注意喚起 看板設置数 20 か所

【平成31年度具体的施策】

1 魅力ある学校づくり

学校規模の適正化・適正配置の方向性が定まった中学校区では、新たな学校づくりを 検討します。

検討にあたっては、保護者、地域の方々及び学校関係者とともに取り組み、質の高い 学びを実現する教育環境の整備をすすめます。

第一中学校区においては、新たな学校づくりにおける、基本的な考え方をとりまとめます。

2 学校規模の適正化

「学校規模適正化基本計画」「学校施設等管理計画」に基づき、少子化や老朽化 等の課題解決を図り、児童生徒の教育環境の維持向上を図るため、中学校区ごとの将 来に向けた望ましい学校適正配置の方向性を検討します。

第三・第四中学校区においては、星田駅北地域の住宅開発の方向性が定まった時点で、学校適正配置の方向性を検討します。

3 学校施設・学習環境の整備

経年劣化などにより施設の老朽化が進行している倉治小学校・妙見坂小学校・旭小学校の屋内運動場の防災機能強化工事を実施します。同様に老朽化が顕著な藤が尾小学校のプール施設及び私市小学校の通学用として所管している橋梁の改修工事に取り組みます。

また、施設・設備の不具合等によって支障を来たさぬよう、学校と連携を図り、安全かつ適切に稼働するよう、点検・改修を行います。

4 通学路の安全管理

児童・生徒の登下校の安全性向上へ向け、学校からの通学路改善要望に対し、関係機関と連携し、「交野市通学路安全プログラム」を取りまとめ、総合的な対策を行います。また、登下校中の児童の位置情報を保護者が把握できるよう、IoT 技術を活用した見守りシステムを全小学校に導入します。

そのほか、自動車等の運転者に注意喚起が必要な場所には、通学路注意喚起標示看板の設置を行います。

また、各小学校区内で工事が行われる際には、事前に工事業者と児童生徒の登下校の安全が確保されるよう協議を行います。

第4節 学校給食の充実

【基本的方向と取組の工程】

・児童生徒の健全な発育に資するため、HACCPの概念を取り入れた学校給食センターにおいて、安全・安心な学校給食を提供します。

事業名	事業概要	関係部署	関連	H31 年度目標
安全·安心な学 校給食の提供	児童・生徒に安全・安心で美 味しい給食の提供	学校給食セン ター	学校	191回 給食を教材とした 食の指導の実施
食物アレルギ 一対応食・除去 食の提供	アレルギーの児童生徒が他の 児童生徒と同じように給食を 楽しむためのアレルギー対応 除去食の提供	学校給食センター	学校	安全性を最優先にし、食物アレルギー対応食・除去食の継続
学校給食費の 公会計化	学校給食費の徴収・管理	学校給食セン ター	学校	学校給食費の公会計化の実 施
学校給食調理 部門の民間委 託	調理部門の民間委託の実施 (平成 34 年度までに)	学校給食センター	学校	調理部門の民間委託実施に向け調整と検討

【31年度具体的施策】

1 学校給食の提供

成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために、栄養バランスに配慮した魅力ある学校給食を提供します。

また、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、食育の推進に努めます。

平成31年度も継続して、副食の充実に努めるとともに、食物アレルギー対応食については、安全・安心を最優先にし、対象児童・生徒のアレルギーの状況を十分に把握し、学校、保護者、医師、学校給食センター等の連携の下除去食の提供を行います。

また、夏休み後の8月中の学校給食の提供及び地産地消の拡充を図るため、引き続き 交野市農業生産連合会・JAとの連携を推進します。

学校給食費については、公会計化を行います。

第3章 生涯学習環境の整備・充実

第1節 情報提供と発信

【基本的方向と取組みの工程】

・市民が生涯学習に安心して取り組めるよう、ライフステージや生活環境に合わせた情報提供や相談体制を充実します。

事業名	内容	関係部署	関連	H31 年度目標
相談体制の充実	生涯学習に関する相談窓口の設置及 び地域における生涯学習事業への支 援や活動の情報などの提供	社会教育課	市民	相談件数 200 件

【31 年度具体的施策】

1 相談体制の充実

生涯学習を進める上で必要な最新の情報をいつでも入手できるような情報提供の仕組 みを構築します。

また、必要な情報が入手できない市民や活動のきっかけがつかめない市民のために、 相談窓口を設けます。

市が実施する生涯学習に関わる事業を整理し、情報発信に努めます。

第2節 スポーツ活動の充実

【基本的方向と取組みの工程】

・市民が生涯にわたって、体力や年齢に応じてスポーツに親しみ、健康で明るいライフスタイルが実現できるよう、体育教室や大会の開催など、スポーツ活動の充実を図るとともに、スポーツ指導者の養成に努めます。

事業名	内容	関係部署	関連	H31 年度目標
関係団体との連 携	体育協会やスポーツ関係団体 と連携した各種大会などの支 援	社会教育課	団体	団体の自主的な活動 を支援
学校体育施設の 開放事業	市内小・中学校の体育館及び グラウンドの開放	社会教育課 · 学校管理課	学校 団体	体育館・グラウンド 利用者 220,000 人
スポーツ指導者 の養成	スポーツ推進委員等を対象と した研修や講座の実施。スポー ツ指導者の育成	社会教育課	スポーツ推進委員	講座・研修会 10 回
市民スポーツデ 一の開催	秋季に市内で各種スポーツに 親しむ機会の提供	社会教育課	団体・ 市民	参加者数 2,500 人
スポーツ活動の 支援	北河内や大阪府の総合体育大会の運営、市長杯などの各種スポーツ大会及び交野マラソン大会の活動支援	社会教育課	団体・ 市民	参加種目 12 種目 マラソン大会参加者 数 5, 420 人

体育教室の運営	子どものニーズに応じた体育 教室の実施	社会教育課	市民	参加者数延べ3,700人
地域スポーツの 活性化	地域におけるスポーツ活動の 活性化及び総合型地域スポー ツクラブの育成	社会教育課	団体市民	地域スポーツ振興の 検討会 8回
高齢者のライフ ステージとスポ ーツ	ノルディックウォーキングに ついて引き続きの実施、高齢者 向けの新たなスポーツ教室に ついての検討	社会教育課	市民	実施回数 6回
子どもの体力向 上プログラム	遊びを取り入れながら、子ども の体力向上を目的としたプロ グラムの実施	社会教育課	小学生	延べ参加者数 500 人

【31 年度具体的施策】

1 関係団体との連携

地域住民が主体となり自主的に運営し、地域スポーツ環境の形成をめざすため、体育協会 26 団体をはじめ多数の団体と様々な連携を図るとともに、各団体の自主的な活動 (各種大会等)を実施できるよう、体育協会に対し活動補助を行います。

2 学校体育施設の開放事業

市内小中学校の体育館及びグラウンドの教育施設は、地域における身近なスポーツ 活動の場でもあることから、学校教育や部活動等に支障のない範囲で、学校施設担当 課、学校と調整しながら、開放を行います。

3 スポーツ指導者等の養成

スポーツ推進委員の知識及び技術を生かし、子どもや高齢者向けスポーツの実技指導やニュースポーツの普及を図るとともに、スポーツ推進委員に対する研修や講座を開催し、スポーツ指導者の育成に努めます。

4 市民スポーツデーの開催

毎年秋季に市内のスポーツ施設等を利用し、子どもから高齢者までの幅広い市民が、気軽に楽しめる多種多様な内容で、スポーツに親しむ機会を提供します。

5 スポーツ活動の支援

北河内地区総合体育大会、大阪府総合体育大会の運営、市長杯などの各種大会及び交野マラソン大会の活動を支援するとともに、市民の体力向上等を目的とした事業に取り組みます。

6 体育教室の運営

子どものニーズに応じた体育教室を運営し、運動を通じて「できた喜び」が自信につな がる教室運営に努めます。

7 地域スポーツの活性化

市民誰もが、様々なスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、地域におけるスポーツ活動の活性化及び総合型地域スポーツクラブの設立に向けた検討を進めてまいります。

8 高齢者のライフステージとスポーツ

スポーツ推進委員を活用したノルディックウォーキング事業を実施し、高齢者の健康増 進に努めます。

9 子どもの体力向上プログラム

幼少期からスポーツに取り組める環境を促進するために、スポーツ推進委員を活用しながら、子どもの基本動作能力の向上に努めます。

第3節 文化活動の充実

【基本的方向と取組みの工程】

・市民のニーズに応えられるよう各種文化教室や行事の開催等、生涯学習の機会と場を 提供し、市民一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康で豊かな生活を過ごすことがで きるよう文化活動の促進に努めます。

事業名	内容	関係部署	関連	H31 年度目標
社会教育関係団 体との連携	文化連盟、PTA協議会などと連 携した社会教育関係事業の充実	社会教育課	団体	団体の自主的な活動を支援
文化祭の開催 (生涯学習フェスティバル)	交野の文化芸術活動の継続及び若 者や現役世代が参加しやすい文化 祭の開催	社会教育課	市民 団体 学校	文化祭参加団体 90 団体
生涯学習機会の 充実	府等との共催・連携による生涯学 習事業の開催	社会教育課	市民 他市	ふみんネット延べ 参加者数 70 人
日本語教室「学びの場」の開催	日本語学習を必要とする人々に対する学習機会の提供及び H P の充実による教室の認知度の向上	社会教育課	団体	学びの場延べ参加 者数 190 人 日本語交流会参加 者数 10 人
文化教室の運営	文化教室及び生涯学習講座の実施 並びに若者や現役世代が参加しや すい教室の実施	社会教育課	市民	文化教室延べ参加 者数 900 人 生涯学習講座延べ 参加者数 500 人
地域学校協働活 動	コーディネート機能の強化や幅広い層の地域住民の参画など、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支えていく取組み	社会教育課 ·指導課	市民	活動ボランティア 延べ参加者数 26,000 人
家庭教育の充実	保護者を対象とした家庭教育学級 及び小中学生を対象とした親学習 講座の実施	社会教育課	市民	保護者及び児童・ 生徒に対する学習 機会の提供 延べ 参加者数 300人

【31 年度具体的施策】

1 社会教育関係団体との連携

文化連盟に加盟する各種文化活動団体の育成に努めるとともに、PTA協議会等の社会教育団体が行う自主的な活動を支援し、社会教育関係事業の充実を図ります。

2 文化祭の開催(生涯学習フェスティバル)

市民文化祭を開催し、市民の文化芸術活動意欲の向上に努めます。また、若者や現役世代が参加しやすい文化祭(フェスティバル)をめざします。

3 生涯学習機会の充実

若者や現役世代が、文化芸術活動に親しめるよう、既存の文化教室及び生涯学習講座を 検証し、新たな学習の場に再編を図るとともに、情報提供の拡充に努めます。

また、北河内7市の広域連携により、各地の名所旧跡を散策するおおさかふみんネットを開催します。

4 日本語教室「学びの場」の開催

日本語学習を必要とする人々に対する学習機会の場として、「学びの場」の教室を開設します。

また、HPの充実などにより、教室の認知度向上に努めます。

5 文化教室の運営

市民が主体的に生涯を通じて文化芸術に親しむことができるよう、学習の場や情報提供の拡充を図り、文化活動に親しむことができる環境を整備します。

6 地域学校協働活動

各中学校区の地域学校協働本部で実施されている登下校の見守りや花壇整備など、各々の活動を連携・強化するコーディネート機能の向上や、持続可能な体制の整備に努めます。

7 家庭教育の充実

保護者を対象とした親学び講座を引き続き実施し、子育て世代のネットワーク作りに努めます。また、小・中学生を対象とした親学習の機会を提供します。

第4節 スポーツ・文化施設の充実

【基本的方向と取組みの工程】

市民がスポーツ・文化活動を円滑に行うことができるよう、指定管理者と調整を図り、施設の維持保全に努めます。

事業名	内容	関係部署	関連	H31 年度目標
星田西体育施設 の管理運営	星田西体育施設の適切な維持 管理	社会教育課	指 定 管 理者	利用者数 16,000 人
総合体育施設の 管理運営	総合体育施設の適切な維持管 理	社会教育課	指 定 管 理者	利用者数 397, 000 人
星の里いわふね の管理運営	星の里いわふねの適切な維持 管理	社会教育課	指 定 管 理者	利用者数 115, 000 人
青年の家の管理 運営	青年の家の適切な維持管理	社会教育課		利用者数 142, 000 人
私部・倉治公園 グラウンドの管 理運営	私部・倉治公園グラウンドの適 切な維持管理	社会教育課		利用者数 123, 000 人

【31 年度具体的施策】

1 スポーツ施設の管理・運営

指定管理者による各施設の効率的な維持管理を行い、必要に応じて、立ち入りにより 現状を把握し、指導・監督を行います。

また、私部公園、倉治公園グラウンドは市長部局からの補助執行を受けた施設として適切に管理を行います。

2 文化施設の管理・運営

指定管理者による各施設の効率的な維持管理を行い、必要に応じて、立ち入りにより 現状を把握し、指導・監督を行います。青年の家については、市の直営施設として適切 に管理を行います。

また、施設の長寿命化を図るため、交野市立いわふね自然の森・スポーツ文化センター屋根改修等工事を実施します。

第5節 文化財保護の充実

【基本的方向と取組み工程】

我々の祖先が築き、今まで連綿と守ってきた文化遺産や伝統文化を次世代に継承していくために、適切な保存と活用を図り、市民の理解と愛護意識を高めるとともに、ボランティア・大学等との連携・協働のもと、文化財保護活動を推進します。

事業名	内容	関係部署	関連	H31 年度目標
文化遺産の適 切な維持保全	指定文化財の適切な維持管理や 文化遺産の一般公開の実施	社会教育課	所有者 文化財 審査委 員	補助金交付数 2 件 一般公開等 4 回
埋蔵文化財発 掘調査の実施	埋蔵文化財を保護活用するため の発掘調査及び報告書作成	社会教育課		調査件数 10件 報告書冊数 2冊
文化財の普及 ・啓発	歴史民俗資料展示室公開を通じ た市民への文化財の普及啓発	社会教育課	ボランティア	見学者数 6, 100 人 企画展・スポット 展示 5 回
文化財保存活動	文化財に対する調査研究及び成 果の講座などによる市民への報 告、体験講座・出前講座の開催	社会教育課		市民文化財講座等 の開催 2回 体験講座・出前講 座の開催 9回

【31年度具体的施策】

1 文化遺産の適切な維持保全

指定文化財の所有者、管理者と協力し、指定物件の消防設備の点検及び環境整備、文化財パトロール等を行い、適切な維持管理に努めます。指定文化財の一般公開にあたっては、所有者の協力を得て開催します。

市指定文化財となった私部城跡については、さまざまな広報活動を通じて城の周知を行います。

2 埋蔵文化財発掘調査の実施

国庫補助金を活用し、個人住宅などに伴う埋蔵文化財の発掘調査を実施し、その結果を報告書にまとめます。

また、大阪府文化財センターの協力のもと、昨年度に引き続き星田北・駅北土地区画 整理事業など大規模開発に伴う発掘調査を円滑に実施します。

3 文化財の普及啓発

歴史解説ボランティア等と協働し、歴史民俗資料展示室の来館者への解説や市内の遺跡の案内等を行います。

また、常設展示の他に企画展示を行い、より多くの市民に身近に文化財を実感できる機会を提供し、交野の歴史の素晴らしさについての理解を深めます。

4 文化財保存活動

文化財の保護と市民に親しまれる歴史・文化環境を目指すため、考古・民俗・古文書 等の文化財に対する調査研究を行い、その成果を市民に報告する講座等を開催します。

第6節 青少年の健全な育成

【基本的方向と取組みの工程】

青少年の社会性・協調性・創造性の育成のため、地域・各種団体とのつながり・所 管施設等を活用し、自然体験活動などの充実に努めます。

事業名	内容	関係部署 関道		H31 年度目標	
成人式	新成人の門出の祝福及び社会的な 自立と自覚の促し	青少年育成課		新成人参加率 75%	
青少年活動の充実	団体活動を通じた青少年の豊かな 情操の育成	青少年育成課 団体		参加者数 400 人	
放課後子ども教室 推進事業	放課後の児童の居場所づくり (フリースペース)	青少年育成課	地域 学校	実施延日数 520 日	
子どもの安全見守 り事業	子どもを犯罪から守るための活動 (青色防犯パトロール、こども 110 番、子どもの安全見守り隊)	青少年育成課	地域 団体	協力者数 3,500人	
相談・指導体制の 充実	青少年に関する情報交換及び体制 の充実	青少年育成課	団体	活動回数 87 回	
第1児童センター 管理運営	子どもに健全な遊び(運動を主と する)を通じた児童の体力増進と 豊かな情操の育成	青少年育成課		利用者数 18, 200 人	

【31年度具体的施策】

1 青少年活動の充実

青少年指導員会や子ども会等の関係団体や摂南大学等と連携し、積極的な情報発信により、体験活動等の機会の創出に努めます。

2 放課後子ども教室推進事業

放課後の児童の居場所づくりとしてフリースペースの実施日数拡大に向けて、週2日実施からスタートするなど柔軟に実施方法を検討し、各小学校と調整を行うとともに、各校の実情に応じて地域・団体等にはたらきかけ、安全ボランティアの増員に努めます。

3 子どもの安全見守り事業

各種団体や地域住民の協力のもと、「こども110番の家」運動や「子どもの安全見守り隊」活動、「青色防犯パトロール」を実施し、放課後の青少年の安全確保に努めます。

4 第1児童センター管理運営

児童厚生施設である第1児童センターについては、児童に特化した市の直営施設として、適切に管理を行います。

第7節 放課後児童会の運営

【基本的方向と取組みの工程】

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない児童(1年生~6年生)に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して健全な育成が図られるよう、市内12か所において放課後児童会を運営します。
- ・全ての放課後児童会が小学校内に設置できるよう取り組みます。

事業名	内容	関係部署	関連	H31 年度目標
放課後児童会	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊びと生活の場を提供	青少年育成課	学校 保護者	待機児童数 0 人

【31 年度具体的施策】

1 放課後児童会の運営

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいて、 より良い環境の整備に努めます。

2 研修会の開催

指導内容の充実及び指導者としての資質向上を図るため、大阪府等が開催する研修に 積極的に参加するとともに、市独自の指導員研修を概ね月一回程度実施します。

第8節 図書館活動の充実

【基本的方向と取組みの工程】

・図書館は、すべての市民の学びの実現に大きな役割を担っています。

急速に変化する現代社会のなかで、市民の多種多様なニーズに応える情報センターとしての図書館の役割と機能が求められています。

資料・情報の収集及びその提供・発信に努め、市民の教養・趣味を育むとともに、次世代を担う子どもたちの図書館利用と読書活動を支援します。

事業名	内容	関係部署	関連	H31 年度目標
資料の収集・提供	利用者の多様なニーズに応えるた めの資料の収集及び提供	図書館	府立 他市図書館	受入冊数15,000冊 貸出冊 460,000冊
図書館情報ネットワークシステ ムの充実	図書館ネットワークシステムの充 実	図書館		Web予約冊数 32,000 冊
図書館利用窓口 の充実	図書館(室)・移動図書館車の効 率的、効果的な運営	図書館		利用者 133, 000 人 貸出冊 460, 000 冊

子どもの読書活動推進	子どもと読書を結びつける機会の 提供 学校との連携及び支援	図書館 指導課	学校 健康増進課 ボランティ ア	ブックスタート 12回 おはなし会 57回 おたのしみ会 4回 ビデオ上映会 2回 ブンブン劇場 2回
ボランティアと の協働	ボランティア活動の支援及び連携 ・協働	図書館	ボランティ ア	対面朗読用資料の 貸出冊数 20 冊
まちの図書館化 事業	市内施設等への図書館のリサイクル本の設置	図書館	地域等	25 か所の本の補充 や入替え
図書館・図書室の 運営	市内各図書施設の運営	図書館		利用者数 133,000 人 開館日数 293 日

【31 年度具体的施策】

1 資料の収集・提供

図書館利用者の予約・リクエスト及びその他の多岐にわたる要求に応えることができるよう、多種多様な資料の収集に努めます。

特に、交野市に関する地域資料については、郷土交野について一層興味を持ち知識を 深めることができるよう広く収集します。

また、高齢者・障がい者の読書活動を更に支援するため、文字の大きな大活字本の収集に努めます。

交野市で所蔵していない資料については、相互貸借制度の活用により、できる限り提供するよう努めます。

北河内地区においては、公共図書館の広域利用も実施されており、利用者の図書館利用の促進を図ります。

また、現役世代や青少年の利用拡大に向け、「ビジネス支援コーナー」や「ヤングアダルトコーナー」の充実を行います。

2 図書館情報ネットワークシステムの充実

利用者への利便性の向上や周知を図り、図書館サービスの向上をめざします。

3 図書館利用窓口の充実

より多くの市民が図書館を利用できるよう、青年の家図書室においては火〜金曜日に夜間開室を行い、倉治図書館及び青年の家図書室において祝日開館を実施します。

また、図書施設へのアクセスが困難な利用者のために、移動図書館車で市内12か所のステーションを隔週で巡回します。

より便利で魅力的な移動図書館車となるよう、搭載資料の充実などに努めます。

4 子どもの読書活動推進

「第 2·3 次交野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子ども自身が本の面白さや楽しさに気づき、読書の好きな子どもが増えることを家庭、学校、地域でめざしていきます。

子ども向けイベントの実施や、子どもたちと読書を結びつける機会が一層豊かになるよう、市民団体や地域の活動に協力するなど、さまざまな取組みを行います。

平成31年度には、第1児童センターこども図書室で、よみきかせサポーター養成講座受講者によるおはなし会を実施します。

5 ボランティアとの協働

子どもや障がい者の読書活動を推進するためにさまざまな活動を行っているボランティアグループを支援し、おはなし会や各種イベント、障がい者への情報提供等において、より一層の連携・協働を図ります。

6 まちの図書館化事業

市内に設置した「まちの図書館」の本の補充や入替えを行い、地域の読書活動とコミュニケーションの推進を図ります。

7 図書館・図書室の運営

倉治図書館をはじめ、市内各図書施設において、サービスの維持・向上をめざします。 また、星田コミュニティーセンター図書室の星田会館への移転については、様々な年代 の方にゆったりとした時間を過ごしていただく、「滞在型」の図書室をめざします。